

天理高等学校・第1部 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止のための基本的な考え方

本校は、「天理教の信仰に基づく信条教育を行う」ことを目的に設置され、教育活動のあらゆる場面で信条教育を施すことが求められている。教職員一人ひとりがすべての生徒に「一れつきょうだい」の教えを徹底することが、いじめを生まない土壌づくりであり、信条教育こそが本校の基本姿勢である。

その上で、いじめ防止への組織的な対応を明確にし、いじめを許さない学校づくりを推進する。

2. 「いじめ防止対策推進法」の理解

(1) いじめの禁止

児童生徒等は、いじめを行ってはならない。

(2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめ問題の態様と抵触する可能性のある刑罰法規の理解

a 仲間はずれ、集団による無視

b 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる……

……脅迫、名誉棄損、侮辱

c 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする……暴行

d ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする……暴行、傷害

e 金品をたかられる……恐喝

f 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする……窃盗、器物破損

g 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする……

……強要、強制わいせつ

h インターネットや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる……名誉棄損、侮辱

4. いじめ防止等の対策のための指導体制、組織等

(1) いじめ防止対策委員会

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を行うための組織として、いじめ防止対策委員会を置く。

構成員：教頭、生徒指導部長、教育相談室長、2類主任、3類主任、人権教育部長
全類学年主任

役 割：①「いじめ防止年間計画」の作成、実施、評価

②校内研修の実施

③いじめが起こった場合の対応 「いじめ防止等対策組織及び対応フロー」

※ いじめ事象を認知した場合、校長、副校長、いじめ防止対策委員会の構成員、健康管理室（カウンセラー）、いじめ認知に関与した教職員、当該生徒の学級担任、関係クラブ部長、関係寮長等で、校内いじめ対策会議を組織する。

また、重大事態が発生した場合、校内いじめ対策会議に育友会代表を加え、緊急対策会議を組織する。

※ 組織として迅速に対応するための役割分担を明確にして、教職員全体への共通理解の徹底を図ると共に、いじめ行為の背景・問題点等の状況把握と、解決のための指導方針を協議決定する。

（２）生徒支援委員会

構成員：教頭、教育相談室長、生徒指導部長、２類主任、１・３類学年主任、北寮ふしん寮長、みのり寮長、特別支援教育コーディネーター、保健室（看護師）、健康管理室（カウンセラー）

役 割：月毎に、学年や寮から、欠席・遅刻が多い生徒や学校生活を送る上で配慮が必要な生徒等について情報交換を行い、いじめが起こっていないか点検する。

（３）教育相談室

構成員：室長、特別支援教育コーディネーター、１・３類各学年・２類教育相談室担当

役 割：①いじめに関して相談できる体制を整備し、いじめの早期発見に努める。

②アンケート調査の実施により、いじめの実態把握に取り組む。

５．基本的施策

①いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの」との認識を全教職員が共有し、いじめの兆候を見逃さないように努める。

②生徒は全員、安心して学校生活を送る権利を有していること、いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為であることを教職員はあらゆる教育活動を通して生徒に認識させる。

③アンケート調査や個別面談を通して、いじめの未然防止、早期発見に努める。

④いじめ事象を把握するにあたっては、学校教職員のみならず、各学寮との情報交換も密に行う。

⑤いじめ事象を認知した場合は、フローに従い、学校全体で組織的解決に取り組む。

⑥いじめ事象の解決にあたっては、保護者、保証人の理解を得、協力をお願いする。

⑦本方針については、より実効性を高めるため、定期的に再点検を行う。

（P(Plan)・D(Do)・R(Review)フレーム）

6. 重大事態への対応

- (1) 次の重大事態が発生した場合は、校長は直ちに学校法人天理大学に以下について報告する。

<重大事態>

- ア. いじめにより被害生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ. いじめにより被害生徒が相当の期間（年間 30 日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<報告事項>

- ①被害生徒の氏名・学年・性別
 - ②欠席期間・生徒の状況
 - ③生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合は、その訴えの内容を報告する。
- (2) 重大事態の事案の調査主体（学校の設置者または学校）および調査組織については、学校法人天理大学が判断する。
- (3) 重大事態の発生から 1 ヶ月程度を目途に、次の項目について聴取した内容をまとめ、学校法人天理大学へ報告書を提出する。
- ①当該生徒（氏名・性別・学年・学級）
 - ②欠席期間・当該生徒の状況
 - ③調査の概要（調査期間・調査組織・外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性）
 - ④聴取内容（当該生徒・保護者、教職員、関係する生徒・保護者、その他）
 - ⑤今後の当該生徒への支援方策

以上

＊このいじめ防止基本方針のチェック、見直し、改善等について

- (1) 関係する各分掌において、内容のチェックを行う。
- (2) 見直し、改善等が必要な場合は、職員会議で協議し決定する。
- (3) このチェック、見直し、改善等は 3 年に一度は実施する。

(＊令和 6 年 11 月 20 日にチェック、見直し、改善済)